

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年11月22日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 22名
欠席委員	神谷 喜幸推進委員、待田 智推進委員、中嶋 邦彦推進委員 石川 英隆推進委員、近藤 正俊推進委員、畔柳 真推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野
議事録署名者	8 杉浦 和彦 委員 9 岩瀬 正則 委員

## 会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 8 杉浦 和彦 委員 9 岩瀬 正則 委員

また、欠席者は 2 待田 智 推進委員 3 畔柳 真 推進委員

8 石川 英隆 推進委員 14 中嶋 邦彦 推進委員

15 神谷 喜幸 推進委員 23 近藤 正俊 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第43号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第43号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号31、32及び設6の3件です。申請内容は、売買が2件、使用貸借による権利の設定が1件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため3件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため2件、経営移譲のため1件です。下限面積要件、耕作従事要件や周辺農地との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田6,560㎡、畑295㎡の合計6,855㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第44号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第2第44号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号128番から141番までの14件です。転用行為別に見ますと、駐車場が3件、分家住宅が10件、粘土採掘場が1件です。転用面積につきましては、田5,937㎡、畑2,137.09㎡の合計8,074.09㎡です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く、粘土採掘場による一時転用以外に1,000㎡を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

今回の申請内容いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、11月14日に、鈴木貴士委員と都築英治委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第45号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第45号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号15の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田983㎡です。本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第46号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

なお、この議案では、岩瀬正則委員の同居の親族に関する事項を審議いたしませんので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、岩瀬正則委員は退席していただきます。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第46号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

今回の計画は、農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。安城市では、通常4月15日付けまたは6月15日付けで農用地利用集積計画を公告し、農地中間管理事業による利用権設定を行います。必要性が生じた際は、随時公告を行います。今回は、経営移譲を行うために権利設定を行います。

それでは、議案1ページ目の「令和4年度農用地利用集積計画 実施総括表」をご覧ください。

今回の計画で新規に設定する面積が、7,719㎡です。農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、12月15日付けで公告させていただきます。

2ページ目以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご確認いただきたいと思います。説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、本案は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

□ 日程第5 第47号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第47号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

畑・樹園地利用促進制度は、畑及び樹園地の利用権の取得を促進させることで、

畑及び樹園地における遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び梨、イチジクその他の果樹の生産の振興を図ることを目的としております。10a未満の農地の耕作を希望する方を「たのしみ農業者」、10a以上の農地の耕作を希望する方を「畑・樹園地担い手農業者」として、要件を満たした場合に、試行期間を1年設け、試行期間終了後は3年以上農地を借りることができます。

それでは、「令和4年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和4年12月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が、3,451㎡、期間満了による更新の面積が2,125㎡、合計5,576㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、12月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思います。説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 日下賢治推進委員

資料3ページ目の3の中の●●に関係する中で、●●の利用権の設定の件でお聞きします。借賃が筆60,000円となっているが、筆とはどういうことか。相当なりのお金なのか。その辺りを説明いただきたいです。

○ 松井主査

借賃につきましては、10アール当たりとか、1筆当たりというような形で、状況によって借賃の設定の仕方がございます。今回のように、筆というように書いてある場合は、1筆につきという形になりますので、2,125㎡借りるにあたりまして、60,000円になりますという形になります。こちらに表記させて頂く時に、10a当たりという表記になった場合は、実際の面積に応じて、例えば、2,000㎡あれば、ここに書かれている借賃の2倍ですよという事になりますので、よろしくお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第11号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第11号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号59の1件です。転用行為別にみますと共同住宅の建築です。面積は、畑452㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号84から92の9件です。転用行為別にみますと、駐車場が1件、分譲住宅が2件、店舗が1件、住宅が1件、分譲住宅用地が3件、共同住宅が1件です。面積は、田1,608㎡、畑2,941.57㎡の合計4,594.57㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号97から105の9件です。解約事由別にみますと、自作するため4件、売却するため2件、他者に賃貸しするため3件です。面積は、田15,875㎡となっております。

続きまして、農地法第4条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3、4の2件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のため2件です。面積は、田199㎡、畑106㎡の合計305㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、2件です。20年以上前の建物が申請敷地のうちおおむね2割を占めており、住宅敷地と一体的に利用しているが1件、昭和39年に住宅が建設され、住宅敷地として一体的に利用しているが1件です。面積は、254㎡となっております。

続きまして、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、12件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田56,640㎡、畑3,269㎡の合計59,909㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

□ 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の審議について

これは、市長に対する農業委員会の意見書の今後の審議につきまして、今後の予定と意見書を練り上げるための方法について、ご協議いただきたく、提案いたしました。

1 ページ、資料 1 をご覧ください。

まず、1、意見書の策定経過でございますが、8月の運営委員会から、本日の11月定例会までの経過を記載しております。本日の定例会では、協議事項としておりませんが、意見書（事務局案）を作成しましたので、別添資料として添付させていただきました。後ほど概要説明をさせていただきます。

次に、2、今後の予定ですが、記載のとおり、意見書の作成を進めてまいりたいと考えております。その中で、意見書の審議におきましては、運営委員会や定例会とは別に検討会を開催し、進捗状況を定例会にて報告する形で進めたいと考えております。予定としましては、検討会を3回程予定し、2月定例会で最終的な審議をし、意見書（案）が承認され、決定した後に、市長に対し意見書を提出できるように進めてまいりたいと考えています。

2 ページをご覧ください。

その検討会についてですが、出席をお願いする委員を指名させていただきたいと考えております。委員としましては、記載のとおり、会長及び会長職務代理者以外に、女性委員、中立委員、推進委員を指名させていただきたいと考えております。

また、指名により選出された委員以外の委員の方におかれても、検討会に出席できないとするのではなく、ご都合の許す限り、是非出席していただきたいと考えております。

また、第1回検討会については、誠に勝手ながら11月29日（火）の午後4時から、第10会議室にて開催したいと考えておりますので、本日了承をいただけましたら、指名選出の委員には、出席依頼をさせていただきます。また、指名選出の委員以外の方は、本日の連絡をもって開催案内に代えさせていただきます。

協議事項としては以上でございます。では、別添の意見書（事務局案）について概要説明させていただきます。

表紙に「意見書（事務局案）の作成にあたって」と記載のある別添資料をご覧ください。事務局案の作成にあたりましては、9月定例会にて提示しました事務局の素案に対し、各委員からいただいた意見や追記事項を、修正加筆しております。

2 ページ以降が事務局案ですが、その中の四角で囲んだ赤字は、委員からいただいた意見を要約して記載しております。また、黒字部分は、前回提示しました事務局素案、赤字は委員の意見を踏まえ、加筆修正した部分です。また、青字

は市長に対する意見書として記載するか否か検討させていただきたいものを記載しております。

意見書の構成としては、大きな変更はございませんが、前回提示の素案には、該当する項目がないものについて、新たな項目を設け、作成させていただきました。

今後は、検討会を開催し、意見書案として練り上げていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

#### 1 令和4年度（第37回）安城市農業賞について

上記の連絡報告事項について農務課農政係天野課長補佐から次のとおり説明があった。

安城市農務課課長補佐農政担当の天野と申します。私から「連絡・報告事項」の1「令和4年度（第37回）安城市農業賞について」ご説明をいたします。

3ページからの資料の2をご覧ください。

まず、安城市農業賞についてですが、この賞は日本の農都発展に尽くした故岩瀬和市氏の遺志を引き継ぎ、ご遺族からいただいた寄付金をもとに昭和61年度にスタートしたもので、地域農業の発展に努力されている方、農業経営が他の模範となる方、農業後継者で今後活躍が期待される方などを表彰するものであります。今年度も「地域づくり活動部門」、「営農部門」、「農業青年奨励部門」の3部門を選考させていただきました。

選考につきましては、安城土地改良区、あいち中央農業協同組合より推薦されました方を去る11月8日開催の安城市農業振興協議会幹事会で事前審査し、11月14日開催の安城市農業振興協議会で決定をいただきました。

その結果、「地域づくり活動部門」につきましては、高棚環境向上委員会の皆様に、「営農部門」につきましては、富田隆義様に、「農業青年奨励部門」につきましては野村篤志様にそれぞれ決定されました。

4ページから、各受賞者の方の業績を記載させていただきましたので、要約して説明させていただきます。

まず、「地域づくり活動部門」の高棚環境向上委員会の皆様でございます。



高棚環境向上委員会の皆様は、平成19年設立の団体で、高棚町地域において農地や水路の維持保全、農業用施設の長寿命化を目指して活動しています。

この地域では、昭和40年代に行われた県営ほ場整備事業後、経営の合理化・安定化を図ってきましたが、年月の経過とともに施設などの老朽化が顕著となったため、同組織を立ち上げ、精力的に活動を継続されています。

また、地元小学校や老人クラブなどと連携し活動を行うなど、地域の発展にも大きく貢献しています。

以上の内容を踏まえ、事務局としましては、地域づくり活動部門の受賞に値すると考えます。

つづいて、「営農部門」の富田隆義様でございます。

富田様は、昭和36年生まれで、平成26年に就農し、親から引き継いだいちごハウスを拡大して、経営の安定を図るとともに、地域の雇用創出にも寄与されました。JAあいち中央いちご部会長、愛知県いちご生産組合連合会長を歴任するなど、愛知県下のいちご生産の活性化に大きく貢献されました。

近年は研修生を積極的に受け入れるなど、次世代農業者の育成・確保や、ご自身でもいちごを主として、水田作、畑作、果樹作の複合経営を営み、地域農業の維持・発展に精力的に取り組まれています。以上の内容を踏まえ、事務局としましては、営農部門の受賞に値すると考えます。

つづいて、「農業青年奨励部門」の野村篤志様でございます。

野村様は、昭和54年生まれで、平成26年に就農され、米・麦・大豆を生産しています。JAあいち中央青年部安城地区で、書記、青年部長、また同青年部では、副部長を歴任し、若き農業者の先導役として活躍されました。現在は、桜井南部地区において地域の信頼を受けて活動しており、地域の担い手として今後更なる活躍が期待されています。

以上の内容を踏まえ、事務局としましては、農業青年奨励部門の受賞に値すると考えます。

以上の方が、令和4年度安城市農業賞を受賞することに決定されました。受賞式につきましては、12月15日木曜日に執り行う予定でございます。

以上で連絡報告事項1「令和4年度（第37回）安城市農業賞等について」の説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、2、秋季粘土採掘場現地調査の結果について、曾我主事より説明があった。

## 2 秋季粘土採掘場現地調査の結果について

事務局の曾我です。2番の粘土採掘場の現地調査結果についてご説明いたします。

定例会資料3をご覧ください。調査は令和4年11月16日、午後1時30分から実施いたしました。調査対象は市内全域で12箇所、総面積は80,257㎡です。

農地利用最適化推進委員として、加藤推進委員、阿部推進委員、杉浦宗明推進委員、愛知県西三河農林水産事務所職員1名、事務局職員3名の合計7名が3班に分かれて現地に出向き、危険防止対策等の有無、道水路の保全状況等の有無などを確認し、現場に各施工業者がいた場合は聞き取りを行いながら調査いたしました。その結果ですが、12件中11件の現場が施工中でした。

指導内容としましては、9ページにパワーポイントで写真を掲載いたしましたので、ご覧ください。内容といたしましては、フェンスの設置不備、資材の場外放置等の5件となっております。

これらの内容は、各施工業者に対し、11月下旬を目標に文書にて指導し、是正を求めていますので、改めて報告いたします。

なお、調査結果は例年この現地調査に出席頂いていた、愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課、明治用水土地改良区財務課、安城市役所環境都市推進課、維持管理課にも連絡を予定しております。

以上で報告を終わります。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

## 3 令和5年農業委員会開催日程について

別添、A4、カラー刷りの資料をご覧ください。来年の農業委員会の開催予定日が決まりましたので、概要についてご説明いたします。まず、開催日につきましては、慣例により、原則として毎月22日としていますが、その日が土曜日又は休日に当たるときは、次の最初の平日に設定しております。

また、令和5年は、委員改選があります。新しいメンバーで7月20日から活動を開始することとなりますので、定例会とは別に、7月20日に辞令交付及び総会の開催を予定しております。

次に、会場ですが、基本的には第10会議室にて開催を予定しております。別の会議室を使用する場合は、事前にご連絡させていただきますので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

#### 4 本日の提出物

まず、11月中に不耕作地の指導と、違反転用農地の確認をしていただいた方は、その報告書を事務局にご提出くださいますようお願いいたします。なお、8月から実施してまいりました農地パトロールにつきましては、毎月の報酬とは別に、現地調査活動に対する謝礼をお支払いする仕組みになっております。よって本日及び8月に皆様からご提出いただいた報告書を基に、あくまで予算の範囲内で調整をした額ということにはなりますが、これを算定いたしまして、年末から年明けごろを目途にお支払いをさせていただく予定でございます。

#### 5 配付物

先月、デンパークの年間パスポートのお申込みをいただいた方には、現金と引き換えにてお渡ししております。利用にあたっては、同封の注意事項をよくお読みの上、ご利用ください。

このほか、農業委員手帳又は農地利用最適化推進委員手帳、及びのうねん11月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

#### 6 次回予定

12月22日（木）午後1時30分より安城市役所本庁舎2階第4会議室にて運営委員会、午後2時30分より本庁舎3階第10会議室にて定例会、午後3時30分より研修会を予定しております。

なお、来月の研修会は、「特定生産緑地制度について」、市の都市計画課の職員に講義をしていただく予定をしております。

また、冒頭に会長よりお話がありましたが、例年の12月の懇親会につきましては、開催を見合わせることにいたしますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。